

大阪市条例第49号

大阪市環境影響評価条例の一部を改正する条例

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適用除外) 第44条 第2章から第7章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>復旧復興（災害の復旧に限る。）</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。	(適用除外) 第44条 第2章から第7章までの規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による <u>災害復旧</u> の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。